

監 第 30 号  
令和4年8月16日

妙高市長 入 村 明 様

妙高市監査委員 和 泉 昭 夫

妙高市監査委員 八 木 清 美

## 令和3年度 健全化判断比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和3年度決算における健全化判断比率について、妙高市監査基準に準拠して審査したので、次のとおり意見書を提出します。

## 令和3年度 健全化判断比率審査意見書

### 1 監査等の種類

健全化判断比率等審査

### 2 審査の対象

令和3年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 3 審査の着眼点（評価項目）

市長から送付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを主眼において審査した。

### 4 審査の実施内容

健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と関係資料との照合を行ったほか、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

### 5 審査の実施期間

令和4年7月25日から令和4年8月16日まで

### 6 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

(単位：%・ポイント)

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	増減	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	13.00
②連結実質赤字比率	—	—	—	18.00
③実質公債費比率	6.5	7.1	△0.6	25.0
④将来負担比率	—	—	—	350.0

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率について、「—」の表示は、赤字額が無いことを表している。

#### ①実質赤字比率について

令和3年度決算に基づく実質赤字額がないため、実質赤字比率は算出されない。

#### ②連結実質赤字比率について

令和3年度決算に基づく連結実質赤字額がなく、資金不足額も生じていないため、連結実質赤字比率は算出されない。

#### ③実質公債費比率について

令和3年度決算に基づく実質公債費比率は6.5%となっており、前年度に比べて0.6ポイント改善しており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

#### ④将来負担比率について

令和3年度決算に基づく将来負担額に対し、負債の償還に充当可能な基金等の充当可能財源等の額が上回っているため、将来負担比率は算出されない。

## むすび

本市の令和3年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。また、実質公債費比率は改善しており財政面での配慮が伺える。

今後も健全化判断比率の状況を的確に分析し、将来的な市の債務償還能力の見通しを踏まえた計画的で健全な財政運営に努められたい。

監 第 31 号  
令和4年8月16日

妙高市長 入 村 明 様

妙高市監査委員 和 泉 昭 夫

妙高市監査委員 八 木 清 美

## 令和3年度 資金不足比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度決算における資金不足比率について、妙高市監査基準に準拠して審査したので、次のとおり意見書を提出します。

## 令和3年度 資金不足比率審査意見書

- 1 監査等の種類  
健全化判断比率等審査
- 2 審査の対象  
令和3年度決算に係る資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類
- 3 審査の着眼点（評価項目）  
市長から送付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを主眼において審査した。
- 4 審査の実施内容  
資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と関係資料との照合を行ったほか、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。
- 5 審査の実施期間  
令和4年7月25日から令和4年8月16日まで
- 6 審査の結果  
審査に付された下記の各公営企業会計の資金不足比率及びそれら比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

### 記

(単位：%)

会計名	令和3年度	令和2年度	増減	経営健全化基準
ガス事業会計	—	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	—	20.0
簡易水道事業会計	—	—	—	20.0
公共下水道事業会計	—	—	—	20.0
高柳工場団地開発事業特別会計	—	—	—	20.0

(注)「—」の表示は、資金不足が無いことを表している。

令和3年度は、いずれの公営企業会計においても決算に基づく資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算出されない。

### むすび

本市の令和3年度決算に基づく資金不足比率は、いずれの公営企業会計においても資金不足額が生じていないため算出されない。しかし、人口減少等に加え、施設の老朽化による更新・改築需要の増加など、今後の経営環境については予断を許さない状況が予測される。

引き続き、社会情勢の変化や将来の見通しを踏まえた健全で計画的な企業経営に努められたい。